

平成30年度

乙種防火管理講習開催のお知らせ

| 開催回 | 講習日 | 受付開始 | 定員 |
|-----|----------------|----------------|----|
| 第1回 | 平成30年 8月 8日(水) | 平成30年 7月 7日(土) | 60 |
| 第2回 | 平成30年11月20日(火) | 平成30年10月20日(土) | 60 |
| 第3回 | 平成31年 2月14日(木) | 平成31年 1月12日(土) | 60 |

※各回、A講習(2時間)B講習(3時間)の計5時間講習で、分割受講も可能です。

受講資格

管内(志免町・宇美町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町)にお住まいの方又は、管内の事業所にお勤めの方。

乙種防火管理者の資格について

○ 乙種防火管理資格者が防火管理者として業務できる主な施設。

- ① 集会場・飲食店・旅館・病院など、不特定多数の人が出入りする施設で、収容人員が30人以上でかつ、延べ面積が300m²未満の施設。
- ② 共同住宅・図書館・工場・作業所・倉庫などで、収容人員が50人以上かつ、延べ面積が500m²未満の施設。

○ 乙種防火管理資格に更新制度はありません。

講習会場

糟屋郡志免町大字田富170番地

粕屋南部消防組合 南部消防署 (4階 研修室) ※9時開始

受講料

無料ですが、指定する市販のテキストが必要です。

指定テキスト：東京法令出版「図説 防火管理」(税込1,700円)

申込方法

以下のものを、南部消防署予防担当に提出してください。

- ① 講習申込用紙(南部消防署・中部消防署にあります。ホームページからのダウンロードもできます。押印が必要です。)
- ② 写真1枚(縦3cm、横2.5cm。6ヶ月以内に撮影された正面、無帽、無背景の上半身像、裏面に氏名記載。)



【お問合せ先】

南部消防署 TEL 092-935-5107 (直通)
予防担当 内線 322